【決定番号第9号(調)】

決定 平成13年 5月17日(告示第 577号) 変更 平成14年11月12日(告示第1310号) 平成22年 4月 6日(告示第 797号)

都市計画手稲山口地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

1	1 地区計画の方針					
	名 私	尓	手稲山口地区地区計画			
	位 置 区 域		札幌市手稲区手稲山口の一部			
			計画図表示のとおり			
	面 租	丰	17.4 ha			
	地区計画の 目標		当地区は、都心部より北西約14kmに位置し、都市計画道路「下手稲通」をはさんで既成市 街地に接する市街化調整区域内にあり、現在、民間の宅地開発事業が進められている。 そこで、本計画では、当該事業の事業効果の維持及び増進を図り、敷地の細分化などによ る居住環境の悪化を未然に防止し、緑豊かでうるおいのある良好な市街地の形成を図ること を目標とする。			
区域の整備 ・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針		当該区域は、将来市街化区域に編入されることが予定されるため、想定される用途地域及び当該宅地開発事業の土地利用計画を基本としつつ、当地区を次の5地区に区分し、それぞれの地区にふさわしい適正な土地利用を図る。 1 低層専用住宅地区 関静で落着きのある住宅市街地が形成されるよう、戸建の専用住宅を主体とした地区とする。 2 一般集合住宅A地区 低層住宅地に近接していることから、周辺環境に配慮した集合住宅などが立地できる地区とする。 3 一般集合住宅B地区 低層住宅地に近接していることから、周辺環境に配慮した集合住宅及び病院などが立地できる地区とする。 4 一般集合住宅C地区 周辺環境に配慮した集合住宅及び日用品の販売店舗等の地域住民のための利便施設が立地できる地区とする。 5 沿道C地区 店舗や事務所等と集合住宅が協調できる地区とする。			
	地区施 整備の方		地区内の区画道路及び公園については、当該宅地開発事業により整備されるので、この地 区施設の機能の維持及び保全を図る。			
	建築物等の整備の方針		地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、良好な市街地の形成を図るとともに、用途地域及び高度地区が指定された場合においても支障が生じないよう、建築物等に関する制限を次のように定める。 1 住宅市街地としての環境保全と商業その他の業務機能の増進が図られるよう、それぞれの地区の土地利用にふさわしい「建築物等の用途の制限」を定める。 2 北国としての良好な住環境の形成に必要な敷地を確保するため、また、健全な商業業務等の機能の確保を図るため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。			

区域の整備 ・開発及び保全に関する方針

建築物等の 整備の方針

- 3 住宅市街地としての環境を保持するため、「建築物の容積率の最高限度」及び「建築物の高さの最高限度」を定める。
- 4 住環境や商業業務等に必要な空地を確保するため、「建築物の建ペい率の最高限度」を 定める。
- 5 うるおいとゆとりのあるまちなみを形成するため、敷地の道路に面する部分などには、生け垣、樹木等の植栽による緑化が図られるよう、「建築物の壁面の位置の制限」を定める。
- 6 宅地の緑化推進の効果を高め、緑を通じてへい越しに会話のできる開かれた明るいまちとするため、低層専用住宅地区、一般集合住宅A、B、C地区にあっては、「垣又はさくの構造の制限」として、へいの高さの制限を定める。

その他当該地区の整備・開発 及び保全に関する方針 良好な住環境を形成するため、宅地の地盤面は周囲の生活環境を損なわない高さとする。

ယုံ

2 地区整備計画(その1)

名 称 手稲山口地区						
	区	域	計画図表示のとおり			
面 積 17.0 ha		積	17.0 ha			
	地区施設の配置 及び規模		公園(1ケ所 0.2 ha)は計画図表示のとおり			
建築物	地区	名称	低層専用住宅地区	沿道C地区		
************************************	区分	面積	1 0. 3 ha	2. 0 ha		
に関する事項	の制	建築物等の用途の制限 次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。(1) 住宅(3 戸以上の長屋を除く。次号において同じ。) (2) 住宅で、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用きを兼ねるもの又は出力の合計が0.75kW以下の原動機を使用する美品若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工房の用途兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を表るもの及び当該建築物の延べ面積の2分の1以上のものを除く。) (3) 診療所(4) 幼稚園、保育所又は集会所(5) 公衆便所(建築基準法施行令第130条の4第3号に掲げるものにる。) (6) 建築基準法施行令第130条の4第5号に掲げるもの(7) 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5号に掲げるものを除く。)		次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 第一種住居地域に建築できないもの(建築基準法別表第二(ほ)項に掲げるもの) (2) 住宅 (3) 自動車教習所 (4) ホテル又は旅館 (5) 畜舎(床面積の合計が15㎡以下のものを除く。)		
	建築物の容積率 の最高限度 10分の6		1 0 分の 6	10分の20		
		建築物の建ぺい 率の最高限度 10分の4		10分の6		
		建築物の敷地面 積の最低限度 200㎡		5 0 0 m²		

		ı	
ŀ	۲	\sim	
		I	

建築		低層専用住宅地区	沿道C地区
物等に関する事項		建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面までの距離の最低限度は、道路境界線(隅切部分を除く。)からの距離にあっては2m、道路の隅切部分及び隣地境界線(沿道C地区との境界線を除く。)からの距離にあっては1m、沿道C地区との境界線からの距離にあっては3mとする。 ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下、かつ、敷地境界線からの距離が1m以内の区域にある部分の床面積の合計が5m以内であること。 (2) 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であること。	道路境界線(隅切部分を除く。)及び低層専用住宅地区との境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は3mとする。
-4-	建築物の高さの最高限度	次の各号に掲げるもの以下としなければならない。 (1) 9 m [北側斜線制限] (2) 建築物の各部分から北側前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 5 mを加えたもの	33 m
	垣又はさくの構 造の制限	へい(公園内に設けるものを除く。)の高さは1.2m以下とする。ただし、生け垣はこの限りでない。	
	れらに類するものがある場合は、当該水面等に接する部分の前面道路外側にあるものとみなす。 (2) 建築物の敷地の地盤面が北側の隣地(北側に前面道路がある場合に		適用については、次の各号による。 のがある場合又は敷地の北側隣地境界線に接して水面、線路敷その他この反対側の境界線又は隣地境界線は、それら水面等の幅の2分の1だけ こおいては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。)の地 いう。以下同じ。)より1メートル以上低い場合においては、その建築

-5-

2 地区整備計画(その2)

	-CE 11.	用計画()			
建築物等に関する事項	地区の	名 称	一般集合住宅A地区	一般集合住宅B地区	一般集合住宅C地区
		面積	0. 5 ha	2. 1 ha	1. 9 ha
	建築物制限	の用途の	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、 建築してはならない。 (1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 老人福祉施設、保育所、児童厚生施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (3) 前各号の建築物に附属するもの(建築基準 法施行令第130条の5の5各号に掲げるものを 除く。)	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 病院、診療所(管理用住宅を併設するものを含む。)及び調剤薬局(薬事法に定めの麻面積の合計が150㎡以下であるものに限る。) (3) 老人福祉施設、保育所、児童厚生施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (4) 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5の5各号に掲げるものを除く。)	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 店舗、飲食店、事務所のうち、共同住宅の1階部分に併設されるもので、これらの用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以下、かつ、当該建築物の延べ面積の2分の1以下であるもの(店舗、飲食店については建築基準法施行令第130条の5の3各号に掲げるものに限る。) (3) 老人福祉施設、保育所、児童厚生施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (4) 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5の5各号に掲げるものを除く。)
	建築物の最高	の容積率 限度	10分の20	10分の20	10分の20
	建築物 率の最高	の建ぺい 高限度	10分の6	10分の6	10分の6
	建築物の最份	の敷地面 低限度	5 0 0 m²	500㎡ ただし、調剤薬局については、200㎡	5 0 0 m²
	建築物位置の制	制限	1 道路境界線(隅切部分を除く。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面までの距離の最低限度は3mとする。 2 低層専用住宅地区との境界線から外壁等の面までの距離の最低限度は3mとする。	1 都市計画道路「下手稲通」の道路境界線 (隅切部分を除く。)から建築物の外壁又は これに代わる柱(以下「外壁等」という。) の面までの距離の最低限度は10mとする。 2 前項の道路を除く道路の道路境界線(隅 切部分を除く。)から外壁等の面までの距離 の最低限度は3mとする。 3 地区施設である公園との境界線から外壁 等の面までの距離の最低限度は3mとする。	1 都市計画道路「下手稲通」の道路境界線 (隅切部分を除く。)から建築物の外壁又は これに代わる柱(以下「外壁等」という。) の面までの距離の最低限度は15mとする。 2 前項の道路を除く道路の道路境界線(隅 切部分を除く。)から外壁等の面までの距離 の最低限度は3mとする。 3 低層専用住宅地区との境界線から外壁等 の面までの距離の最低限度は3mとする。

建		一般集合住宅A地区	一般集合住宅B地区	一般集合住宅C地区
築物等に関する事項	建築物の高さの最高限度	次の各号に掲げるもの以下としなければならない。 (1) 33m [北側斜線制限] (2) 低層専用住宅地区との境界線(以下「境界線」という。)からの水平距離が30m以下の範囲内においては、建築物の各部分から境界線までの真北方向の水平距離に5mを加えたもの	33m	次の各号に掲げるもの以下としなければならない。 (1) 33 m [北側斜線制限] (2) 低層専用住宅地区との境界線(以下「境界線」という。)からの水平距離が30 m以下の範囲内においては、建築物の各部分から境界線までの真北方向の水平距離に5 mを加えたもの
	垣又はさくの構 造の制限	へいの高さは 1.2m以下とする。ただし、 生け垣はこの限りでない。	へいの高さは 1.2m以下とする。ただし、 生け垣はこの限りでない。	へいの高さは 1.2m以下とする。ただし、 生け垣はこの限りでない。
-6-	考	一般集合住宅A地区及び一般集合住宅C地区に(1) 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷をこれらに類するものがある場合は、当該水面等だけ外側にあるものとみなす。 (2) 建築物の敷地の地盤面が北側の隣地(北側地盤面(隣地に建築物がない場合においては、	等に接する部分の前面道路の反対側の境界線又は 側に前面道路がある場合においては、当該前面道	定の適用については、次の各号による。 D北側隣地境界線に接して水面、線路敷その他 は隣地境界線は、それら水面等の幅の2分の1 道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。)の にり1メートル以上低い場合においては、その

理 由 開発事業区域の一部を市街化区域へ編入することに伴い、地区計画を変更するものである。